



## 新潟県地域支え合い体制づくり事業 二次募集についてのQ&A

Q1 どんな活動を募集しているのですか。  
また、活動例に当てはまらないものでも応募できますか。

地域みんなが安心して暮らせるように、住民同士の見守り、支え合いづくりにつながる活動であれば、応募していただけます。

これからの冬期間の見守り活動は非常に重要だと考えられますので、二次募集では特に「日常の見守り（訪問）、声かけ、緊急時の支援活動」や「日常生活を支える活動（除雪、相談、買い物、移動等）」を募集します。

なお、活動例は一部ですので、例にとらわれず皆さんが考えている様々な活動をお寄せいただきたいと思います。該当するか疑問な場合は、お問い合わせください。

Q2 高齢者を対象とした活動のみが応募可能ですか。

高齢者のみに限りません。障害者や子どもなどを対象とした活動についても、地域の見守り・支え合いに関する活動であれば応募していただけます。

Q3 どの程度の構想で応募してよいですか。

幅広く様々な活動をお寄せいただきたいと思いますので、応募申請の段階では詳細な計画が決まっていなくても応募していただけます。（応募申請書の記入例程度の内容）

ただし、採択決定後の補助金交付申請をしていただく段階で、より具体的な計画を出していただきます。（例：〇〇活動を月〇回実施、対象は地区の高齢者約〇〇人、実施方法など）

Q4 新規の活動が対象ということですが、いつから始めた活動であれば対象となりますか。

平成23年10月1日以降に始めた活動を補助対象としています。

また、平成23年10月1日から平成24年3月31日までに支出した費用が補助対象となります。

Q5 来年度実施する活動は対象になりますか。

来年度実施する活動は対象となりません。平成23年度中に実施する活動が対象です。

Q6 新たに立ち上げる活動であれば、単年度のみ活動でも可能ですか。

補助事業実施期間終了後も、継続できる活動を対象としております。

よって、単年度のみ活動については、応募していただけません。

Q7 「既に実施している活動についても新たな工夫を加えれば応募可能」とありますが、  
どんな工夫をすればよいですか。

例えば、今まで高齢者のみを対象としていた活動を障害者まで対象を拡大したり、冬期の除雪ボランティアだけ実施していたものに掃除ボランティアなど通年の活動を追加するなど、今までの活動そのままではなく、一回り大きな活動にしていただければ応募可能となります。

Q8 活動エリアを拡大することは「既存事業の拡充」に該当しますか。

A地区で行っていた活動を、B地区で新しく始めるなどであれば該当します。

Q9 どんな団体が応募できますか。

地域の高齢者等を見守り、支える活動を行う団体であれば、応募していただけます。

【例】住民組織、自治会、老人クラブ、福祉団体、ボランティア団体、NPO法人、商店街、福祉事業者、民間企業 など

なお、今までは見守り関連の活動をしてこなかったが、これから始めるという団体も応募していただけます。

Q10 民間企業などは応募できますか。

営利を目的とした活動は対象外ですが、企業等が地域住民のために社会貢献活動や地域福祉活動として実施する活動であれば、応募可能です。

Q11 これから立ち上げる団体も応募できますか。

応募していただけます。ただし、今年度中に活動を始められることが条件です。

応募の際には、どんな団体を立ち上げる予定なのか、また団体の活動予定内容がわかる資料を添付してください。

Q12 団体の会則等がないと応募できませんか。

応募時点では、会則等がなくても応募していただけます。

ただし、採択候補事業として選定された際は作成、提出していただきます。

Q13 一つの団体が複数の応募申請をしてよいですか。

また、それぞれの活動に対して上限額まで補助金がもらえますか。

一つの団体から複数の活動を応募していただくことは可能(それぞれの上限額まで)ですが、県では幅広い団体に取り組んでいただきたと考えているため、全ての事業及び経費が採択されるとは限りません。

Q14 同じ活動に対して「活動の立ち上げ」（上限 350 万円）と「活動の拠点づくり」（上限 100 万円）を組み合わせるとして 450 万円の補助金を受けられますか。

基本的には、同じ活動に対して2つを組み合わせるとして（上限 450 万円）の申請は受けられません。

Q15 施設改修費が対象経費に含まれる「活動の拠点づくり」の補助基準額が 100 万円で、「活動の立ち上げ」（350 万円）よりも低額なのはなぜですか。

本補助金は施設等の整備（ハード面）を目的としているわけではなく、「見守り」という人による活動（ソフト面）への支援を主要目的としているため、「活動の拠点づくり」よりも「活動の立ち上げ支援」への補助を手厚くしています。

Q16 審査は書類審査で行われますか。

基本的には、応募申請書と添付書類による書類審査を行います。

Q17 ヒアリングがある場合、どのようなことを聞かれますか。

団体について（活動目的や構成員など）や応募活動の内容について（年間スケジュール、活動の対象者、方法、対象経費の算出方法、来年度以降の方針など）お聞きします。

Q18 応募申請書を提出すれば、補助金が受けられますか。

応募申請書を提出すれば必ず補助金が受けられるというわけではありません。

応募いただいた事業の中から、外部の有識者を含めた審査委員会で補助金を交付する候補事業を決定します。（採択件数 30 件程度としておりますが、必ずしも 30 件採択するわけではなく、審査結果によって採択件数が変動する場合があります。）

また、審査の結果、事業内容や金額等の変更をお願いしたり、採択条件をつける場合があります。

Q19 補助金の支払いはどのように行う予定ですか。

原則は、平成 24 年 4 月に実績報告書を提出していただいた後の精算払い（5 月）となります。ただし、県が必要と認める場合においては、補助対象者からの申請に基づいて、交付決定額の範囲内で概算払いができるものとしています。（概算払いの場合、概算払いの申請書及び請求書・領収書等を提出していただいてから概ね一ヶ月程度（月末払）でお支払いできる予定です。）

なお、年度終了後（やむを得ない事情が発生し、年度途中で事業を終了する場合は、年度終了を待たず、事業終了後）、残額がある場合は県に返納するものとします。

Q20 補助金で買った物品等の領収書や関係書類は保管する必要がありますか。

平成 24 年 4 月の実績報告の時に本補助金から支出した経費について領収書を全て提出していただきます。(レシート不可。)領収書がない(または適正な領収書ではない)支出については、補助対象経費として認められませんのでご留意ください。また、応募活動に関する書類も保管してください。

Q21 留意事項の「県や市町村等との連携・協力」とは、具体的にはどういうことですか。

地域の支え合い体制を構築するためには、団体と行政等がうまく連携していくことが効果的だと考えられます。

具体例としては、県で定めた「高齢者等見守り強化月間」(9月と2月)に、採択団体の方々に月間活動等を行っていただいたり、見守り協力企業・団体への登録などをお願いすることを予定しています。

Q22 活動の際に参加者から参加費等を徴収するのは営利目的となりますか。

利益を得るためではなく、実費を徴収する程度のものであれば問題ありません。

Q23 団体名などは公表されるのですか。

採択事業については、団体名や活動内容等を県ホームページ等で公表するほか、市町村や報道機関に情報を提供します。

Q24 今回以降、追加で募集する予定はありますか。

今後、追加募集を行う予定はありません。

Q25 平成 24 年度以降も補助金を継続する予定はありますか。

本事業は平成 23 年度(平成 24 年 3 月 31 日)までの事業です。平成 24 年度以降、継続する予定はありません。

なお、補助金は今年限りですが、来年度以降も継続する活動であることを応募条件の 1 つとしております。よって、来年度以降の活動にかかる費用については、本補助金以外で工面していただくことになります。

本補助金がなくても活動していけるような実施計画をお考えください。

Q26 やむを得ない事情により事業を終了することになった場合はどうすればよいですか。

やむを得ず事業を終了することになった場合は、終了する前に、県に御相談ください。

## <対象経費について>

Q27 「活動の立ち上げ」（上限 350 万円）で、工事費用は対象になりますか。

「活動の立ち上げ」（上限 350 万円）は、工事請負費（施設改修費用等）を対象経費としておりません。工事請負費は「活動の拠点づくり」（上限 100 万円）のみの対象経費です。

Q28 今年度、補助金で備品等を揃えて来年度以降活動を始めるのは対象になりますか。

原則、今年度中に活動を始められるものが対象となります。

Q29 活動に使っている備品が古くなったので、補助金で買い換えることはできますか。

現在行っている活動のための備品買い換えや補修（施設の改修を含む）の費用は対象となりません。

Q30 地域住民の交流拠点を整備する際、冷暖房器具の購入費も対象となりますか。

活動を実施する際に必要であれば、冷暖房器具の購入費も対象となります。

Q31 先進地視察の際の旅費や視察先への謝礼は対象となりますか。

先進地視察の経費は対象外としております。

Q32 車両のリース料金は、今年度分の費用が対象ですか。

リース料金については、例えば2年契約料金であっても、平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの費用分が補助対象となります。また、車の保険料についても同様です。